

**【概要版】**  
**熊本県立北稜高等学校**  
**防災型コミュニティ・スクール(地震・津波等)学校防災マニュアル**

【学校における地震防災のフローチャート】

**1 事前の危機管理【備える】**

- 防災対応能力の向上・安全点検・保護者や地域、自治体との連携体制・対策本部の設置・教職員の動員体制・災害発生時に必要となる備品・備蓄



**2 発生時の危機管理【命を守る】**

- 発生場面ごとの対応行動  
 ・在校時 ・登下校時 ・校外活動時 ・在宅時



**3 事後の危機管理【立て直す】**

- 引き渡し・安否確認・避難所協力・心のケア・学校再開に向けて

**1 事前の危機管理【備える】**

**(1) 生徒及び教職員の防災対応能力の向上**

『学校防災マニュアルp1～p2』

生徒及び教職員の防災対応能力の向上を図るため、防災教育や教職員研修等について学校防災年間計画(p23)を作成し、計画的かつ組織的に実施する。

- 防災教育の充実      ○避難訓練      ○教職員研修

**(2) 安全点検**

『学校防災マニュアルp3』

学校の施設及び設備等の安全点検は（学校保健安全法第27条）計画的に実施する。

- 施設及び設備の安全点検      ○避難経路や避難場所の点検

**(3) 保護者や地域、自治体と連携した体制整備**

『学校防災マニュアルp4』

学校運営協議会をベースとして、学校防災は地域の実態に応じた事前の協議・調整を行い、連携体制を整備する。

- 連携する関係機関（行政、自治会、育友会、中学校、小学校、消防署、警察署、防災・防犯ボランティア団体、学校医、地域医師会等）

**(4) 対策本部の設置**

『学校防災マニュアルp5～p7』

二次対応後、生徒の安全が一旦確保された段階で、その後の対応・対策についての方針や具体的な業務内容を確認・決定し、行動していくための対策本部を設置する。

- 災害対策本部等の役割と業務内容      ○対策班の一次業務・二次業務
- <業務分担>：①対策本部、②安否確認・避難誘導班、③安全点検・消火班  
 ④応急復旧班、⑤救護班、⑥救急医療班、⑦保護者連絡班  
 ⑧避難所協力班

**(5) 教職員の動員体制**

『学校防災マニュアルp8』

本部長（校長）が当該配置を指示した時

- ①震度5弱、震度5強の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合。  
 ・あらかじめ定められた教職員は情報収集に努めつつ学校での配置につく。
- ②震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合。  
 ・全職員が情報収集に努めつつ学校での配置につく。  
 （※自らが被災するなどの状況がある場合は、自らの安全を確保した上で業務にあたる。）

**(6) 災害発生時や待機時に必要となる備品や備蓄**

『学校防災マニュアルp9』

地震動が収まってからの避難行動、その後の下校や学校に待機することを想定し、それぞれの場面で必要となる物資等を備える。

- 安全確保のために備えておく物資      ○二次対応のために備えておく物資
- 学校待機時のために備えておく物資      ○備蓄の工夫

## 2 発生時の危機管理【命を守る】

＜初期対応＞・・・落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に避難  
＜二次対応＞・・・素早い情報収集、臨機応変な判断と避難

### (1) 在校時の対応行動 『学校防災マニュアルp10』

- ①安全確保・・・落下物・転倒物・ガラス飛散から身を守り、安全な場所に避難する。
- ②情報収集・・・震源地、震度、津波等に関する最新情報を収集する。
- ③避難指示・・・本部長（校長）の指示のもと、第一避難所に避難の指示をする。
- ④避難誘導・・・状況を速やかに把握し、生徒を安全な場所に誘導する。
- ⑤安否確認・・・クラス毎に人数と安否を確認し、本部に報告する。
- ⑥災害対策本部設置・・・各業務にあたり、避難住民の対応にあたる。
- ⑦被害状況確認・・・人的被害、施設設備等の被害状況について本部に報告する。
- ⑧事後の対応処置・・・授業再開、下校、保護者への引き渡し等について検討する。

### (2) 登下校時の対応行動 『学校防災マニュアルp12』

- ①安全確保・・・登下校中の安否確認と保護活動を行う。
- ②災害対策本部設置・・・生徒の安否確認を最優先する。
- ③安否確認・・・電話連絡、安心メール等で保護者へ連絡する。
- ④被害状況の確認・・・施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に連絡する。
- ⑤事後の対応措置・・・生徒全員の安否確認後、授業実施、休校措置、下校方法、保護者への引き渡し等について、保護者へ連絡する。

### (3) 校外活動時の対応行動 『学校防災マニュアルp13』

- ①安全確保・・・落下物、転倒物、ガラス飛散から身を守り、地形や周囲の状況を判断して、安全を確保する。
- ②避難誘導・・・避難後、状況を学校に連絡する。
- ③安否確認・・・活動場所や避難場所等を周り、所在、安否を確認する。
- ④事後の対応措置・・・復路の状況把握、帰校方法を指示し、保護者へ連絡する。

### (4) 在宅時の対応行動 『学校防災マニュアルp14』

- ①災害対策本部設置・・・本部長（校長）の指示により、各業務にあたり、避難住民の対応にあたる。
- ②安否確認・・・生徒、教職員の安否を確認する。
- ③被害状況の確認・・・施設、通学路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- ④事後の対応措置・・・安否確認後、授業実施、休校措置等について検討し、保護者へ連絡する。

## 3 事後の危機管理【立て直す】

### (1) 引き渡し 『学校防災マニュアルp15』

＜引き渡しの手順＞

- ①引き渡しカード準備 → ②引き渡し場所の確認 → ③引き渡しカード照合
- ④名簿・連絡先の確認 → ⑤保護者へ引き渡し → ⑥残った生徒の保護

### (2) 安否確認 『学校防災マニュアルp17』

安否確認で確認する項目や学校の連絡内容について、生徒の情報収集と併せ、学校からの情報発信等について伝える。

- ①安否・けがの有無
- ②被災状況
- ③居場所(避難先)
- ④連絡先・連絡方法
- ⑤安否確認できていない生徒の情報

### (3) 避難所協力 『学校防災マニュアルp18』

学校施設が避難所となる場合には、各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、教職員が協力できる内容について関係機関と調整を図る。

- ①地震発生 → ②地域住民の学校への避難 → ③避難所の管理・運営
- ④自治組織の確立 → ⑤避難所機能・学校機能の同居 → ⑥避難場所の正常化

### (4) 心のケア 『学校防災マニュアルp20～p21』

事件・事故災害時におけるストレス症状のある生徒への対応について、健康観察等により生徒の異変に気付き、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、校内組織と連携して組織的に支援に当たる。

### (5) 学校再開に向けて 『学校防災マニュアルp22』

- ①生徒・教職員の被害状況の確認
- ②学校施設・設備点検
- ③通常業務の再開
- ④通学方法と通学路安全点検
- ⑤教育環境の整備
- ⑥避難所との共存

